

経済水道委員会

説明資料

空見スラッジリサイクルセンターア下水汚泥固形燃料化事業
に関する進捗状況について

平成27年12月2日

上下水道局

目 次

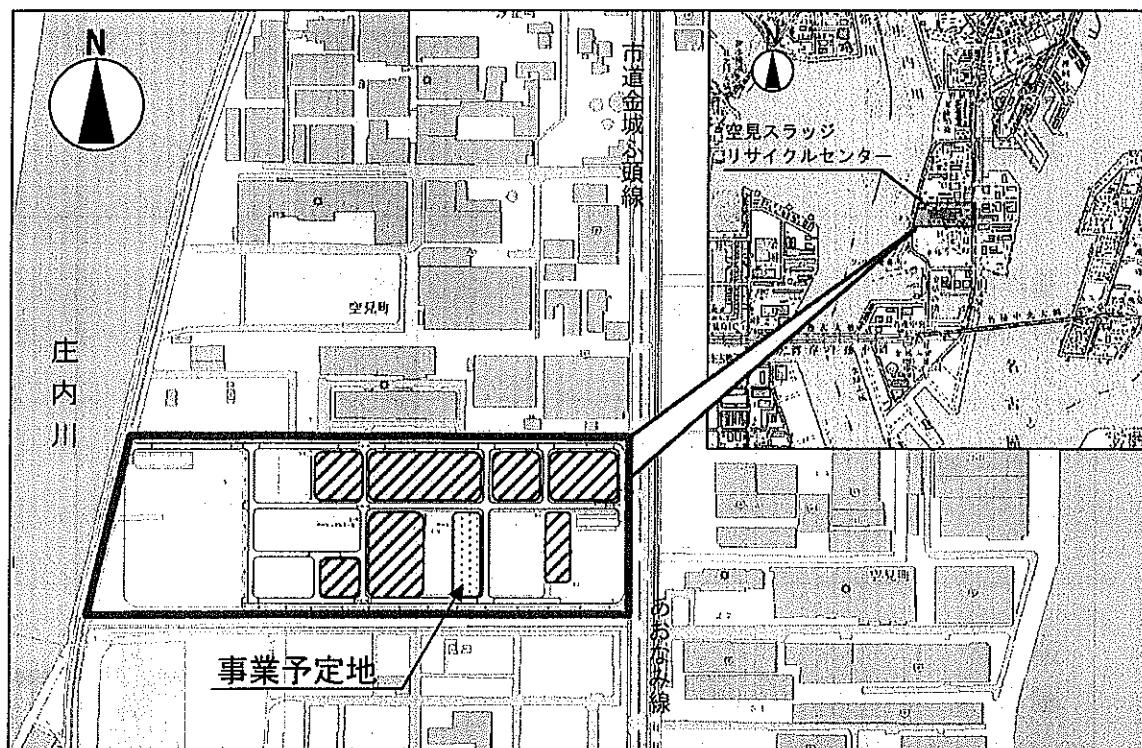
	頁
1 事業の概要	1
2 事業の手続き（予定）	3
3 事業の進捗状況	5
4 実施方針（案）の主な内容	6

1 事業の概要

(1) 計画概要

事 項	内 容
事 業 内 容	下水汚泥固体燃料化事業 (燃料化の方法は民間事業者の提案による)
施 設 名 称	空見スラッジリサイクルセンター
場 所	名古屋市港区空見町1番5
事業予定面積	約 2,720m ² (予定) (施設全体の敷地面積: 約163,000m ²)
設 備 規 模	200 wet-t/日* ※脱水処理した下水汚泥の重量を示す単位
稼働開始時期	平成32年10月 1日 (予定)
設計・建設期間	基本契約等締結の日から平成32年 9月30日 (予定)
運営・維持管理期間	平成32年10月 1日から 平成52年 9月30日 (20年間) (予定)

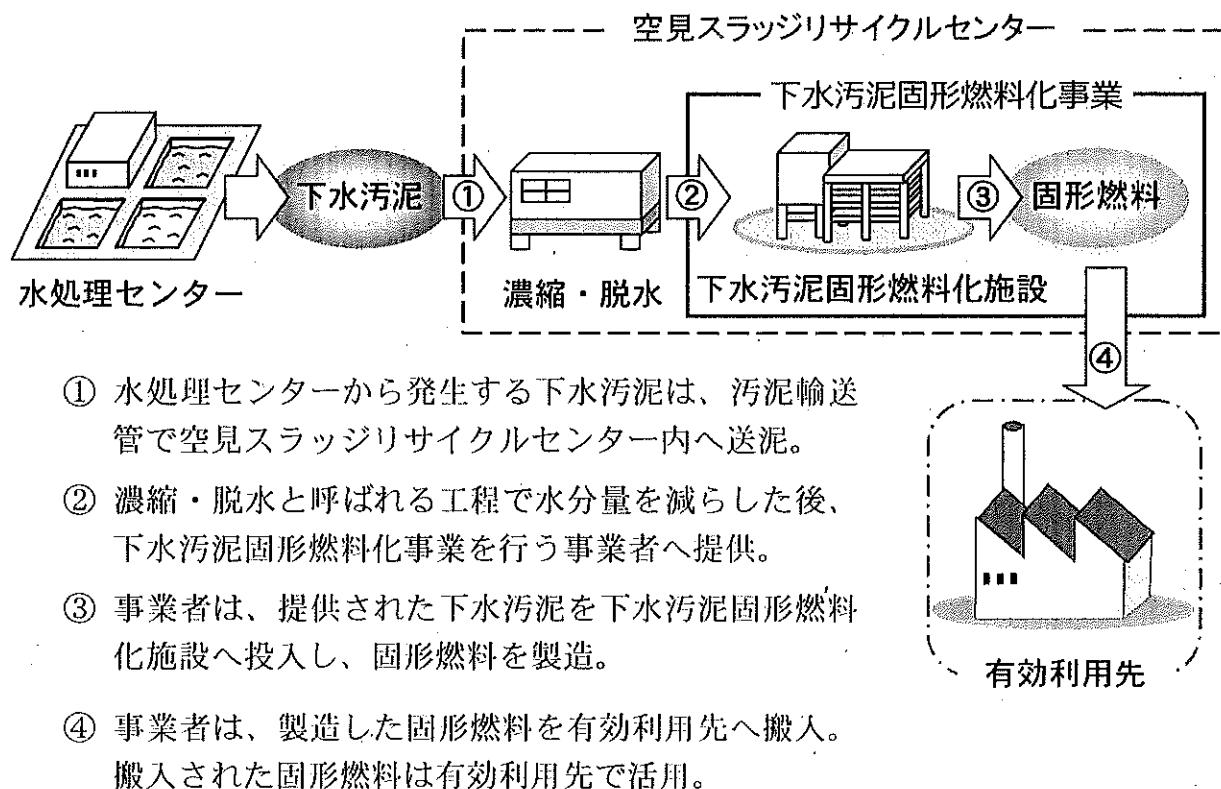
(2) 位置図及び施設配置図



■ : 稼働施設

■ : 燃料化施設

(3) 下水汚泥固形燃料化事業のイメージ



(4) 事業スケジュール（予定）

年 度	27	28	29	30	31	32	～	52
事業者選定 審議会※		■						
基本契約等 の 締 結			★					
設計・建設 工 事				■	■			
運 営 ・ 維 持 管 理							■	■

※名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会（以下「事業者選定審議会」という。）

2 事業の手続き（予定）

(1) 事業方式の確定に至る手続き

日 程	事 項	内 容
平成27年 11月25日	第1回事業者選定審議会	実施方針（案）及び要求水準書（案）を審議・策定
平成27年 12月 2日	経済水道委員会	事業の進捗状況についての説明
平成27年12月	・実施方針の公表 ・要求水準書の公表	—
平成28年 2月	第2回事業者選定審議会	D B O ^{*1} 方式で事業を進めることができが効率的かつ効果的であるのかをV F M ^{*2} 算定等により評価
平成28年 3月	経済水道委員会	燃料化事業も含む予算（案）の審議

(※1) D B O (Design Build Operate) 民間の事業者に設計・建設・運営・維持管理等を長期契約等により一括発注・性能発注する手法。

(※2) V F M (Value For Money) 同一の公共サービス水準で評価し、どれほど総事業費を削減できるかを示す割合。本事業では、D B O方式と公設公営方式（従来方式）の総事業費を比較。

(2) 事業者選定に至る手続き

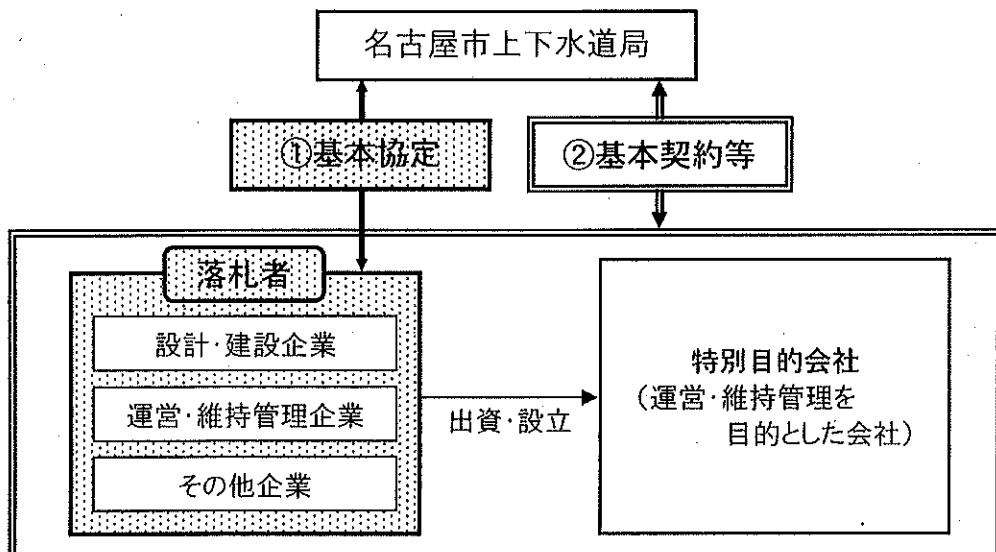
日 程	事 項	内 容
平成28年 3月	第3回事業者選定審議会	入札説明書、落札者決定基準、契約書（案）等の内容に関する審議
平成28年 4月	入札公告	入札説明書等を公表
平成28年 9月～10月	第4、5回事業者選定 審議会	・入札参加者から提出された事業提案書の内容を審議 ・最優秀提案者を選定
平成28年11月	・落札者の決定 ・基本協定 ^{*3} の締結	・事業者選定審議会の答申を受け、落札者を決定し公表 ・落札者と基本協定を締結
平成29年 1月	基本契約等の締結 ^{*4}	・落札者、特別目的会社 ^{*5} と燃料化事業の実施を義務化する基本契約等を締結

(※3) 基本協定とは、長期間安定して燃料化事業を実施することを担保するために、設計・建設企業や運営・維持管理企業等に特別目的会社を設立する義務や、特別目的会社設立後に基本契約等を締結することを規定する協定。

(※4) 基本契約とは、落札者と特別目的会社に対し、燃料化事業全般を実施することを規定した契約。基本契約の他に、落札者の内、設計・建設企業と建設工事請負契約を、特別目的会社と運営・維持管理委託契約を締結。

(※5) 特別目的会社とは、長期間安定して燃料化事業を実施することを目的に、設計・建設企業や運営・維持管理企業等に出資させて設立する運営・維持管理会社。

(3) 契約手続きの概要



3 事業の進捗状況

(1) 第1回事業者選定審議会の概要

開催日程：平成27年11月25日

議事内容：実施方針（案）、要求水準書（案）について

(2) 実施方針を策定する目的

- ・事業内容等について具体的に示し、民間事業者の参入検討を容易にする。
- ・下水汚泥固形燃料化事業としてD B O方式の採用を想定していることを広く周知し、より効率性、実効性の高い事業提案を受ける。

(3) 要求水準書を策定する目的

- ・当局が求める燃料化事業の目的を達成するために必要となる技術的な最低限の要求水準を示し、民間事業者の創意工夫を容易にする。
- ・技術的な要求水準を広く周知し、民間事業者から当局の要求を満足するための具体的な仕様の提案を受ける。

(4) 第1回事業者選定審議会での主な意見

ア 実施方針（案）について

- ・事業期間中における物価変動による価格改定に配慮すること。
- ・燃料化物の有効利用先を20年間確保する旨を明確にすること。

イ 要求水準書（案）について

- ・事業者に提供する濃縮・脱水した下水汚泥の性状が、大きく変動した場合の費用負担の考え方を明確にすること。
- ・他工事との工事調整のため、工事ヤードや搬入経路などを図示すること。

4 実施方針（案）の主な内容

主な事項	主な内容
特定事業の選定に関する事項 (1頁から6頁)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業内容に関する事項 ◆ 特定事業の選定方法及び結果の公表に関する事項
民間事業者の募集及び選定に関する事項 (7頁から17頁)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方 ◆ 入札参加者の参加資格要件 ◆ 提案者の審査及び落札者の選定に関する事項 ◆ 契約に関する基本的な考え方
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 (18頁から19頁) (24頁から25頁)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リスク分担の考え方 ◆ 事業者の責任の履行確保に関する事項
特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 (21頁)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 係争事由に係る基本的な考え方
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 (21頁から22頁)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本事業の継続が困難となった場合の措置
その他特定事業の実施に関し必要な事項 (22頁)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市会の議決 ◆ 情報公開及び情報提供 ◆ 入札参加に関する費用負担

(注) () 内は、参考資料「実施方針（案）」の頁数